## 浦安都市計画地区計画の決定(浦安市決定)

都市計画舞浜三丁目地区地区計画を次のとおり決定する

平成 31 年 3 月 29 日浦安市告示第 39 号

|                    | <br>名         | 舞浜三丁目地区地区計画   |
|--------------------|---------------|---|
|                    | 位置            | 浦安市舞浜三丁目の一部   |
|                    | 面積            | 約 12.1 h a  |
| 地区計画の目標            |               | 本地区は、JR京葉線舞浜駅の東側に位置し、埋立て<br>事業に伴う宅地開発事業により道路、公園などの公共施<br>設及び宅地が整備された地区である。<br>開発から30年が経過した今もなお、低層戸建住宅地<br>で統一されたゆとりある街並みが住民によって維持さ<br>れている。<br>地区計画を策定することで、住民が誇りと愛着を持て<br>る良好な住環境と魅力ある街並みを維持・保全し、将来<br>へ継承することを地区の目標とする。 |
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針       | 本地区は適切な密度を有する戸建住宅を主体とした低層住宅地として今後も土地利用を図るとともに、周辺環境と調和した街並み形成の誘導を図る。   |
|                    | 地区施設の整備<br>方針 | 地区内道路については、既に宅地開発事業により整備されており、今後も地区施設の機能の維持、保全を図る。  |
|                    | 建築物等の整備<br>方針 | 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物の用途の制限、建築物の敷地の面積の最低限度を定めることにより、良好な住環境の形成とその維持、保全を図る。  |

| 地区   | 建築物等   | 建築物等の用<br>途の制限        | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>1 共同住宅<br>2 住宅のうち3戸以上の長屋         |
|------|--------|-----------------------|--|
| 整備計画 | に関する事項 | 建築物の敷地<br>面積の最低限<br>度 | 145 平方メートル<br>ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。<br>(1)公益上必要な建築物 |

「地区計画区域及び地区整備計画区域は計画図表示のとおり。」

## 理由

良好な住環境の維持及び保全を図るため、地区計画を決定する。

## 位置図



## 計画図

